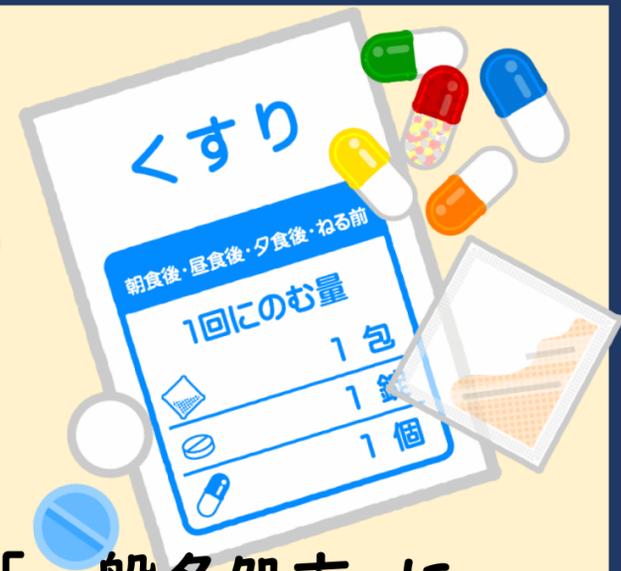


処方箋の表記が変更されます

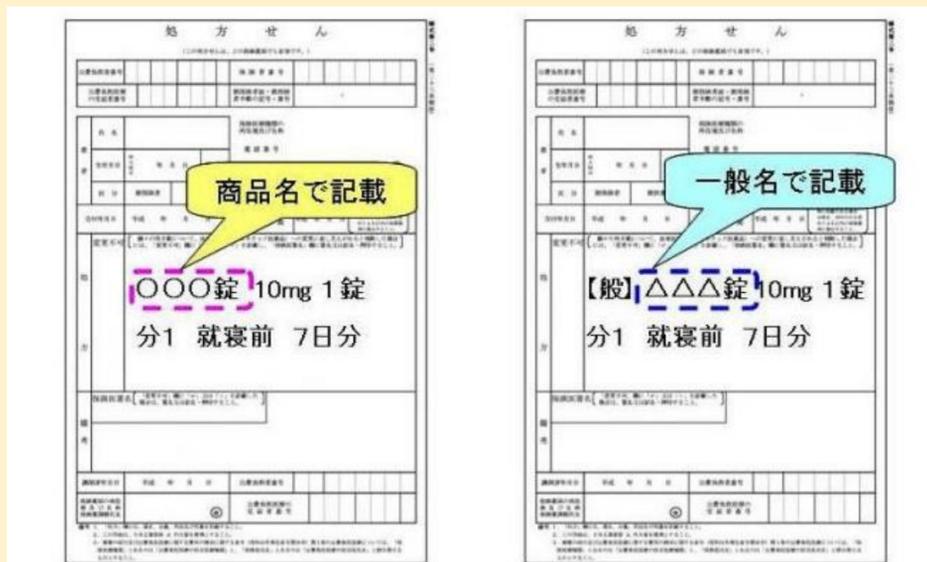
「一般名処方」を開始しました



令和6年9月より当院の処方箋が「銘柄名処方」から「一般名処方」に変更となりました。
処方せんの記事方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じ薬を受け取ることが出来ます。

「一般名処方」とは？

- ①処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ②厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されています。



「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬局の薬剤師と相談して選ぶことが出来ます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることが出来るため、患者さんの負担軽減や、医療費の節減につながります。

ご不明な点がございましたら薬局までお声掛けください。

市立貝塚病院